

# 桜木東小 PTA 会則

※ 6 年間保存。ただし、改正があった場合は新たに配布の予定です。

平成 30 年 5 月 2 日一部改正施行

# 桜木東小学校 PTA 会則

## 第1章 総則

### (名称および事務局)

第1条 この会は桜木東小学校 PTA と称し、事務局を桜木東小校内に置く。

### (目的)

第2条 この会は、学校、家庭および地域の連携により、良好な教育環境の創造に努め、心身ともに健康な児童の育成を図ることを目的とする。

### (活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。  
ただし、営利を目的としたり、特定の政党・宗教又は個人の利益を目的とするような活動は行わない。

- (1) 学校および地域社会における教育環境の整備充実に関すること。
- (2) 地域における児童の安全確保および生活指導に関すること。
- (3) 学校、家庭および地域社会の連携に関すること。
- (4) 児童および会員の福利厚生並びに会員の親睦および友好に関すること。
- (5) 良い保護者、良い教職員になるための研修および資質向上に関すること。
- (6) 学校およびこの会の運営と活動に関する広報を行うこと。
- (7) その他教育上必要な事項に関すること。

### (会員)

第4条 この会の会員になることができるのは、桜木東小に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者（以下「保護者」という）、および桜木東小に在籍する教職員（以下「教職員」という）とする。

第5条 本会に入会する者は、入会届（またはそれに準ずるもの）を提出する。

第6条 本会を退会する者は、退会届（またはそれに準ずるもの）を提出する。  
ただし、第4条に定める会員資格を喪失することにより退会する場合は、この限りではない

## 第2章 役員等

### (役員の名称および員数)

第7条 この会には、次の役員を置く。

ただし、会長を除いた役員は諸事情に応じて、増減することができる。

- (1) 会 長 1名 (保護者)
- (2) 副 会 長 複数名 (保護者、教頭)
- (3) 総 務 複数名 (保護者)
- (4) 会 計 複数名 (保護者)
- (5) 会 計 監 査 複数名 (保護者)

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

ただし、会長の再任は3期までとする。

第9条 役員の補充は、前任者の残任期間とする。

### (役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表してその会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその責務を代行する。
- (3) 総務は、総会・役員会等の運営並びに連絡・記録などの事務にあたる。
- (4) 会計は、出納その他の会計事務にあたる。
- (5) 会計監査は、会計事務を監査し、総会においてその結果を報告する。

### (役員を選出)

第11条 役員は、選考委員会で選出され、活動を開始する。

第12条 役員は、総会において承認を得なければならない。

第13条 役員の補充は、選考委員会で選出され、運営委員会で承認を得なければならない。

### (顧問)

第14条 学校長を、この会の顧問とすることができる。

第15条 顧問は、次章に定める各機関に出席し、意見を述べるすることができる。

### 第3章 機関

#### (設置)

第16条 この会には、次の機関を置く。

- (1) 総会 (2) 役員会 (3) 運営委員会 (4) 委員会・特別委員会

#### (総会)

第17条 総会は、この会の最高議決機関で、定期総会と臨時総会からなる。

- (1) 定期総会は、5月の1回とし、臨時総会は、会員の10分の1以上の要求があった場合、又は、運営委員会において必要と認められた場合、会長がこれを招集する。
- (2) 総会は、全会員の3分の1(委任状を含む)の出席をもって成立する。
- (3) 総会における議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- (4) 総会の議長は、その都度選出する。

#### (総会の議決事項)

第18条 総会は、次の事項を議決する

- (1) 事業計画および収支予算に関する事項。
- (2) 事業報告および収支決算に関する事項。
- (3) 役員承認、会則の変更に関する事項。
- (4) その他の重要事項。

#### (役員会)

第19条 役員会は、役員(会計監査を除く)と顧問をもって構成し、各委員会との連携を図りながら全般の事業を掌握し、この会の事業推進のやめに企画、調整および運営委員会への提案事項の審議を行う。

#### (運営委員会)

第20条 運営委員会は、役員(会計監査を除く)と顧問、各委員会委員をもって構成し、各委員会における行事の審議および調整に関する協議および補充役員承認を行う。

#### (委員会)

第21条 この会には、学年委員会、広報委員会、保健体育委員会、地区委員会、選考委員会、ふれ愛委員会の6委員会およびサーポーターズを設ける。

(1) 学年委員会は、学年委員(保護者)と学級担任で構成され、その学級と学年の交流のための活動を推進する。

(2) 広報委員会は、広報委員(保護者)と担当教職員で構成され、会報の発行を中心として会の動きを伝え、情報発信のための活動を推進する。

(3) 保健体育委員会は、保健体育委員(保護者)と担当教職員で構成され、PTA主催の体育活動および会員相互の教育活動を推進する

(4) 地区委員会は、地区委員(保護者)と担当教職員で構成され、地域の安全と交流を深めるための活動を推進する。

(5) 選考委員会は、選考委員(保護者)と担当教職員で構成され、次年度の役員を選考するための活動を推進する。

(6) ふれ愛委員会は、ふれ愛委員(保護者)と担当教職員で構成され、PTA全体の交流を深めるための活動を推進する。

(7) サポーターズは、必要に応じて活動に参加し、この会の運営をサポートする。

第22条 各委員会において、委員長、副委員長を選出する。委員長、副委員長、委員の人数に制限は設けない。所属委員のいない委員会は休会とする。

第23条 委員長選出にあたり、第1子が新1年生の保護者は選出しない。ただし、学年委員については、委員会の性質上、適用しない。

#### (特別委員会)

第24条 必要に応じて会長の委嘱により組織される。特定事項の調査・研究・審議などの活動にあたり、任務が終了したら解散する。

### 第4章 会計

#### (経費)

第25条 この会の運営経費は、会費、活動収益、その他の収入をもってこれに充てる。

#### (会費)

第26条 会費は、会員一世帯あたり月額250円とし、年額3000円とする。

第27条 会費の集金は、円滑な会運営のため、年一回年額で行う。

(会計)

第28条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(会計監査)

第29条 この会の会計が適正に執行されるために、会計監査役員は、年二回以上会計監査を行い、その結果を総会で報告する。

## 第5章 改正

(改正)

第30条 この会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。

## 第6章 個人情報の取り扱い

(個人情報保護規程)

第31条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については桜木東小 PTA 個人情報保護規程を定め、適正に運用するものとする

### 附則

この会則は、平成10年6月20日より実施。

平成12年5月19日一部改正同施行。

平成14年5月24日一部改正同施行。

平成18年5月28日一部改正同施行。

平成19年5月28日一部改正同施行。

平成26年5月11日一部改正同施行。

平成30年5月2日一部改正同施行。

# 《桜木東小 PTA 弔慰規程》

## (目的)

第1条 この規程は、会員および児童の弔事傷病災害の際の、弔慰費等の支出について定める。

## (弔慰金)

第2条 会員および児童の死亡に際しては、次に定める金額を弔慰金として支出する。

- (1) 死亡弔慰金 1万円

## (見舞金)

第3条 児童が傷病のため一か月以上に渡って、入院もしくは自宅療養の場合には、見舞金として、次に定める金額を弔慰金として支出する。

- (1) 傷病見舞金 5千円

## (雑則)

第4条 この規程に明文がない事項については、運営委員会において協議決定する。  
ただし、緊急の場合は会長が役員会に諮って執行し、運営委員会に報告する。

附則 この規程は、平成10年6月20日より実施。  
平成26年5月11日一部改正同施行。

# 《桜木東小 PTA 個人情報保護規程》

## (基本方針)

第1条 個人情報保護の重要性に鑑みて、運営に従事する全ての者がその責任を認識し、個人情報保護に関するガイドラインを遵守して個人情報を適正に取り扱い、安全管理につとめる。

## (個人情報の取得)

第2条 この会は PTA 活動の運営上必要な範囲内および、公正な方法により個人情報を取得する。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

第3条 この会が取り扱う個人情報および利用の同意については、PTA 会長に書面で提出された次の事項とする

(1)氏名、電話番号、活動所属、その他必要とするもので同意を得た事項

## (同意の取り消し)

第4条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

(1)不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える

## (個人情報の利用目的)

第5条 取得した個人情報を、PTA 会員本人の同意なく利用目的の範囲を超えて利用することはしない。この会が取得した個人情報は、以下の目的に利用する。

- (1)本会役員・委員・会員名簿等の作成
- (2)資料および書類の送付
- (3)会費請求、管理等のための連絡
- (4)寄せられた質問に対する回答
- (5)PTA 活動における相互の連絡



(個人情報の安全管理措置)

第6条 取り扱う個人データの安全管理のため、安全管理に関する体制整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、正確性・最新性を確保するために、必要かつ適切な措置を講じる。

万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適当な是正対策をとる。

第7条 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第8条 この会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(改定)

第9条 本規程は、役員会で協議し、運営委員会で過半数の賛成があれば改定することができる。

※お問い合わせ

個人情報の取り扱いに関するご相談は、PTA 執行部までお問い合わせください。

附則 この規程は、平成23年5月8日より実施。  
平成30年5月2日全面改定同施行。